

◎新潟県告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年4月14日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団 田村医院	柏崎市西本町2丁目3番4号	令和8年3月31日
津南町訪問看護ステーション	中魚沼郡津南町大字下船渡丁2682番地	令和8年3月31日
鈴木医院	村上市有明848	令和8年2月28日
ラベンダー薬局	村上市有明849-3	令和8年3月1日
アイン薬局直江津店	上越市東雲町1丁目6番11号	令和8年3月13日
すぎはら整形外科	阿賀野市若葉町7-3	令和8年2月20日